

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（免税となる航空機部分品等の輸入申告者）</p> <p>4-2 令第8条第1項に規定する「関税の免除を受けようとする者」及び同条第2項に規定する「当該申告に係る物品を使用する者」とは、次の者をいう。</p> <p>（1）～（4） （省略）</p> <p>（原産地認定の基準）</p> <p>8の2-3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、<u>令第26条</u>及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>（1）～（2） （省略）</p> <p>第12の2節 EPA税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p style="text-align: center;">第4節 航空機部分品等の免税</p> <p>（免税となる航空機部分品等の輸入申告者）</p> <p>4-2 令第8条第1項に規定する「関税の免除を受けようとする者」及び同条第2項<u>《輸入申告者の限定》</u>に規定する「当該申告に係る物品を使用する者」とは、次の物をいう。</p> <p>（1）～（4） （同左）</p> <p>（原産地認定の基準）</p> <p>8の2-3 法第8条の2第1項又は第3項<u>《特惠関税等》</u>に規定する原産地の意義については、<u>令第50条《原産地の意義》</u>及び規則第8条<u>《完全に生産された物品の指定》</u>に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>（1）～（2） （同左）</p> <p>第12の2節 EPA税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等</p> <p><u>（経済連携協定に基づく関税割当制度等の適用の停止）</u></p> <p><u>8の6-2 法第8条の6第4項の規定による経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品（以下この項において「シーリング管理対象物品」という。）に対するEPA税率の適用の停止については、次による。</u></p> <p><u>（1）限度額の管理等</u></p> <p><u>シーリング管理対象物品に係る限度額の管理は、貿易統計の方法に準じて本省の電算機により行う。なお、EPA税率が適用されたシーリング管理対象物品について、更正等により輸入申告書等に記載された価格が増加した場合には、当該増加額については、当該物品に対するEPA税率の適用の停止の有無を問わず、EPA税率を適用するものとし、また、更正等により適用税番が変更され他のシーリング管理対象物品に該当することとなった場合には、当該物品に係る輸入申告等の日において当該シーリング管理対象物品に対するEPA税率の適用が停止されて</u></p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 13 節 軽 減 税 率</p> <p>（軽減税率等の適用手続）</p> <p>9-1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) <u>令第 33 条第 1 項</u>に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」（T-1670）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7-4 参照））を輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この項において同じ。）に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) <u>令第 32 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。</p> <p>(3) <u>令第 32 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。</p> <p>(4) <u>令第 32 条第 1 項第 1 号</u>及び同項第 16 号に掲げる物品については、そ</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 軽 減 税 率</p> <p>ならず、<u>関税の譲許の便益を適用するための要件を満たしている場合に限り、EPA 税率を適用する。</u></p> <p>(2) <u>郵便物に関する留意事項</u></p> <p><u>郵便物（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、法第 8 条の 6 第 4 項の規定により、経済連携協定原産地証明書等の書類の審査の際に既に EPA 税率の適用が停止されている場合であっても、関税法第 76 条第 3 項の規定による提示のあった日にまだ適用が停止されていなかったときは、EPA 税率を適用することとなるので留意する。</u></p> <p>（軽減税率等の適用手続）</p> <p>9-1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) <u>令第 35 条第 1 項</u>に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」（T-1670）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7-4 参照））を輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この項において同じ。）に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) <u>令第 34 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。</p> <p>(3) <u>令第 34 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。</p> <p>(4) <u>令第 34 条第 1 項第 1 号</u>及び同項第 16 号に掲げる物品については、そ</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。））は、<u>令第 33 条第 3 項</u>において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、<u>令第 32 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、<u>令第 32 条第 1 項</u>に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、<u>令第 32 条第 2 項</u>に規定する物品であるときは、経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 <u>令第 32 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) <u>令第 33 条第 2 項</u>の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</p> <p>(4) <u>令第 33 条第 3 項</u>に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学</p>	<p>れぞれ令第 35 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。））は、<u>令第 35 条第 3 項</u>において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、<u>令第 34 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、<u>令第 34 条第 1 項</u>に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、<u>令第 34 条第 2 項</u>に規定する物品であるときは、経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 <u>令第 34 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) <u>令第 35 条第 2 項</u>《主務大臣の証明書の添付》の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</p> <p>(4) <u>令第 35 条第 3 項</u>《輸入申告者の限定》に規定する「物品の配分を行</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)</p> <p>9-3 <u>令第32条第1項第2号</u>及び第3号に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条及び令第45条第2項において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13-10の規定を準用する。</p> <p>(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>9-4 <u>令第32条第1項第4号</u>に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-5 <u>令第32条第1項第7号</u>及び第8号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>令第33条第1項第2号</u>に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒にあつては、当該物品の製造および当該製造場所をいうものとする。</p> <p>なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものと</p>	<p>う者」とは、文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)</p> <p>9-3 <u>令第34条第1項第2号</u>《<u>配合飼料用脱脂粉乳</u>》及び第3号《<u>配合飼料用ホエイ等</u>》に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条《<u>配合飼料等の指定</u>》及び令第47条第2項《<u>配合飼料</u>》において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13-10の規定を準用する。</p> <p>(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>9-4 <u>令第34条第1項第4号</u>《<u>乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等</u>》に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-5 <u>令第34条第1項第7号</u>《<u>丸粒とうもろこし</u>》及び第8号《<u>コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし</u>》に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>令第35条第1項第2号</u>《<u>軽減税率適用明細書の記載事項</u>》に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒にあつては、当該物品の製造および当該製造場所をいうものとする。</p> <p>なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合に</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(3) <u>令第33条第10項第1号</u>に規定する「受入先」とは、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該製造委託者（コーンフレーク製造者）をいう。</p> <p>（飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-6 令第3条に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 規則第1条の2に規定する「管理者」とは、令第3条第1項に規定する共同利用施設において、軽減税率適用原料、副原料及び製品飼料の搬出入を管理し、<u>令第33条</u>に規定する記帳義務等についての責任を負う者をいう。</p> <p>(3)～(6) （省略）</p> <p>(7) <u>令第33条</u>の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。</p> <p>イ 帳簿の様式は適宜のもので差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。</p> <p>ロ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。</p> <p>この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。</p> <p>なお、<u>令第33条</u>の記帳義務等の規定は、(1)ハの施設についても適用されることに留意する。</p> <p>(8) （省略）</p> <p>（でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-7 <u>令第32条第1項第9号</u>に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>	<p>は、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。</p> <p>(3) <u>令第35条第10項第1号</u>《<u>コーンフレーク製造用とうもろこしに関する帳簿の記載事項</u>》に規定する「受入先」とは、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該製造委託者（コーンフレーク製造者）をいう。</p> <p>（飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-6 令第3条《<u>飼料用に供するとうもろこしの指定</u>》に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 規則第1条の2《<u>共同利用施設の要件</u>》に規定する「管理者」とは、令第3条第1項《<u>飼料用に供するとうもろこしの指定</u>》に規定する共同利用施設において、軽減税率適用原料、副原料及び製品飼料の搬出入を管理し、<u>令第35条</u>《<u>軽減税率の適用についての手続等</u>》に規定する記帳義務等についての責任を負う者をいう。</p> <p>(3)～(6) （同左）</p> <p>(7) <u>令第35条</u>の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。</p> <p>イ 帳簿の様式は適宜のもので差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。</p> <p>ロ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。</p> <p>この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。</p> <p>なお、<u>令第35条</u>の記帳義務等の規定は、(1)ハの施設についても適用されることに留意する。</p> <p>(8) （同左）</p> <p>（でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-7 令第34条第1項第9号《<u>でん粉糖等の製造に使用するでん粉</u>》に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>（参考）（省略）</p> <p>同号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー」とは定率法別表第 35.05 項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）第 35.05 項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>（参考）（省略）</p> <p>（軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い）</p> <p>9－8 軽減税率の適用を受けた<u>令第 32 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる揮発油、<u>同項第 14 号</u>に掲げる灯油又は<u>同項第 15 号</u>に掲げる軽油（以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。）及びその他の揮発油、灯油又は軽油（以下本項において「その他の揮発油等」という。）に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた<u>令第 32 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる揮発油、<u>同項第 14 号</u>に掲げる灯油又は<u>同項第 15 号</u>に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>（石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義）</p> <p>9－9 <u>令第 32 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる揮発油、<u>同項第 14 号</u>に掲げる灯油及び<u>同項第 15 号</u>に掲げる軽油について、法別表第 1 第 2710.12 号の 1 の(1)の C 及び第 2710.20 号の 1 の(1)の C 並びに第 2710.12 号の 1 の(2)の B の(2)、第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(2)の B の(2)並びに第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料</p>	<p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>（参考）（同左）</p> <p>同号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー」とは定率法別表第 35.05 項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（平成 13 年 11 月 26 日財関第 950 号）第 35.05 項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>（参考）（同左）</p> <p>（軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い）</p> <p>9－8 軽減税率の適用を受けた<u>令第 34 条第 1 項第 13 号</u>《石油化学製品製造用揮発油》に掲げる揮発油、第 14 号《石油化学製品製造用灯油》に掲げる灯油又は第 15 号《石油化学製品製造用軽油》に掲げる軽油（以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。）及びその他の揮発油、灯油又は軽油（以下本項において「その他の揮発油等」という。）に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた<u>令第 34 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる揮発油、<u>同条第 14 号</u>に掲げる灯油又は<u>同条第 15 号</u>に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>（石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義）</p> <p>9－9 <u>令第 34 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる揮発油、第 14 号に掲げる灯油及び第 15 号に掲げる軽油について、法別表第 1 第 2710.12 号の 1 の(1)の C 及び第 2710.20 号の 1 の(1)の C 並びに第 2710.12 号の 1 の(2)の B の(2)、第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(2)の B の(2)並びに第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。</p> <p>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-10 令第32条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 <u>令第33条第14項及び第15項の規定の意義及び取扱いについては、</u> 次による。 イ～ハ (省略)</p> <p>(7) 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</p> <p>（注） 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び経済産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量をカッコ書により内書として記載することとなっている。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け）</p> <p>9-11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、<u>令第33条</u>の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通</p>	<p>の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。</p> <p>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-10 令第34条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 <u>令第35条第14項及び同条第15項の規定の意義及び取扱いについて</u> は、次による。 イ～ハ (同左)</p> <p>(7) 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</p> <p>（注） 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び通商産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか数量に含まれる無税重油等の数量をカッコ書により内書として記載することとなっている。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け）</p> <p>9-11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、<u>令第35条</u>《<u>軽減税率等の適用についての手続等</u>》の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。) により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、<u>令第 33 条</u>において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) <u>令第 32 条第 1 項第 6 号</u>に掲げる物品については、「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8010)</p> <p>(2) <u>令第 32 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P-8014) 及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)</p> <p>(3) <u>令第 32 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8015)</p> <p>(4) <u>令第 32 条第 1 項第 10 号</u>に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P-8020)</p> <p>(5) <u>令第 32 条第 1 項第 16 号</u>に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P-8040)</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率等適用物品に関する帳簿」(P-8050)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)</p> <p>9-12 <u>令第 33 条第 8 項</u>の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 使用状況の報告は、原則として軽減税率の適用を受けた輸入原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届(T-1130)1通を製造工場を所轄する税関(事後確認担当)へ提出することにより行わせる。</p> <p>(2) なお、当該工場が関税定率法第 13 条の承認工場である場合には、関税定率法基本通達 13-14(製造工場における製造終了届等の取扱い)</p>	<p>者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。) により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、<u>令第 35 条</u>において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) <u>令第 34 条第 1 項第 6 号</u>《<u>コーンスターチ製造用とうもろこし</u>》に掲げる物品については、「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8010)</p> <p>(2) <u>令第 34 条第 1 項第 7 号</u>《<u>丸粒とうもろこし</u>》に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P-8014) 及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)</p> <p>(3) <u>令第 34 条第 1 項第 8 号</u>《<u>コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし</u>》に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8015)</p> <p>(4) <u>令第 34 条第 1 項第 10 号</u>《<u>糖みつ</u>》に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P-8020)</p> <p>(5) <u>令第 34 条第 1 項第 16 号</u>《<u>農林漁業用重油及び粗油</u>》に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P-8040)</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率等適用物品に関する帳簿」(P-8050)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)</p> <p>9-12 <u>令第 35 条第 8 項</u>《<u>業務に関する報告</u>》の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 使用状況の報告は、原則として軽減税率の適用を受けた輸入原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届(T-1130)1通を製造工場を所轄する税関(事後確認担当)へ提出することにより行わせる。</p> <p>(2) なお、当該工場が関税定率法第 13 条《<u>製造用原料品の減税又は免税</u>》の承認工場である場合には、関税定率法基本通達 13-14(製造工場</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に規定する製造終了届の提出をもつて(1)の報告書の提出にかえて差し支えない。</p> <p>(3) 使用状況報告書等の内容に変更があることが判明した場合は、変更内容、理由等を記載した書類を添えて所轄税関に提出させる。</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p>9-13 <u>令第 33 条第 4 項</u>において準用する同令第 10 条の規定によるコーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月 15 日までに「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターチ製造業者から当該製造者の製造工場の所在地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出させることにより行わせる。</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p>9-14 <u>令第 33 条第 11 項</u>の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)により、毎月分の引渡の実績（前月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間）について翌月 10 日までに 1 通を輸入地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等に該当しない場合)</p> <p>10-1 次に掲げる場合は、法第 10 条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記 (1)、(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T-1285) 1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>における製造終了届等の取扱い)に規定する製造終了届の提出をもつて(1)の報告書の提出にかえて差し支えない。</p> <p>(3) 使用状況報告書等の内容に変更があることが判明した場合は、変更内容、理由等を記載した書類を添えて所轄税関に提出させる。</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p>9-13 <u>令第 35 条第 4 項</u>《帳簿等の備付け及び使用状況の報告の規定の準用》において準用する同令第 10 条《<u>使用状況の報告</u>》の規定によるコーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月 15 日までに「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P-8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターチ製造業者から当該製造者の製造工場の所在地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出させることにより行わせる。</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p>9-14 <u>令第 35 条第 11 項</u>《<u>使用状況の報告</u>》の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)により、毎月分の引渡の実績（前月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間）について翌月 10 日までに 1 通を輸入地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等に該当しない場合)</p> <p>10-1 次に掲げる場合は、法第 10 条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記 (1)、(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T-1285) 1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 32 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であっても、その数量が当該用途につき合理的に必要なとされる量の範囲内であれば、法第 10 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ～へ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(用途外使用等の承認)</p> <p>10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。</p> <p>イ 前記 10-1 (4)に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合</p> <p>ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 32 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 32 条第 1 項第 16 号</u>に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>令第 34 条第 1 項</u>に規定する申請書は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)とし、2 通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつて、申請者に交付する。</p>	<p>(5) 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 34 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であっても、その数量が当該用途につき合理的に必要なとされる量の範囲内であれば、法第 10 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ～へ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(用途外使用等の承認)</p> <p>10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。</p> <p>イ 前記 10-1 (4) <u>(用途外使用等に該当しない場合)</u>に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合</p> <p>ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 34 条第 1 項第 1 号</u>《学校等給食用脱脂粉乳》に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた<u>令第 34 条第 1 項第 16 号</u>《農林漁業用の重油及び粗油》に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>令第 36 条第 1 項</u>《用途外使用等の承認の申請手続》に規定する申請書は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)とし、2 通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつて、申請者に交付する。</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 15 節 用途外使用等の承認を受けた物品の関税の徴収等</p> <p>（用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続）</p> <p>11-1 <u>令第 35 条</u>に規定する申請書は、「変質、損傷減税申請書」（「変質・損傷減税明細書」（T-1010）の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ、使用させて差し支えない。）とし、2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C-5006）を押なつて申請者に交付する。</p> <p>（減免税物品の亡失又は滅却の届出手続）</p> <p>11-2 <u>令第 36 条</u>の規定に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>第 16 節 減免税物品の転用</p> <p>（減免税物品の転用）</p> <p>12-1 法第 12 条において準用する定率法第 20 条の 3 及び<u>令第 37 条</u>において準用する定率法施行令第 61 条の 2 の規定の適用については、定率法基本通達 20 の 3-1、20 の 3-2 の(1)及び 20 の 3-3 の規定を準用する。</p> <p>この場合において、定率法基本通達 20 の 3-2 の(1)に規定する「減免税物品の転用確認申請書」は、<u>令第 34 条第 1 項</u>の規定による用途外使用等の承認申請書（前記 10-2 の(3)参照）とともに提出させるものとする。</p> <p>第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除</p>	<p>第 15 節 用途外使用等の承認を受けた物品の関税の徴収等</p> <p>（用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続）</p> <p>11-1 <u>令第 37 条《変質等による減税手続》</u>に規定する申請書は、「変質、損傷減税申請書」（「変質・損傷減税明細書」（T-1010）の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ、使用させて差し支えない。）とし、2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C-5006）を押なつて申請者に交付する。</p> <p>（減免税物品の亡失又は滅却の届出手続）</p> <p>11-2 <u>令第 38 条《亡失及び滅却の届出》</u>の規定に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>第 16 節 減免税物品の転用</p> <p>（減免税物品の転用）</p> <p>12-1 法第 12 条において準用する定率法第 20 条の 3 <u>《関税の軽減、免税等を受けた物品の転用》</u>及び<u>令第 39 条《減免税物品の転用ができる場合》</u>において準用する定率法施行令第 61 条の 2 <u>《減免税貨物の転用ができる場合の指定等》</u>の規定の適用については、定率法基本通達 20 の 3-1 <u>《関税の軽減、免除等を受けた物品の転用》</u>、20 の 3-2 <u>《転用の確認申請の手続》</u>の(1)及び 20 の 3-3 <u>《用途外使用等の場合の関税の徴収額》</u>の規定を準用する。</p> <p>この場合において、定率法基本通達 20 の 3-2 の(1)に規定する「減免税物品の転用確認申請書」は、<u>令第 36 条第 1 項《用途外使用等の承認の申請手続》</u>の規定による用途外使用等の承認申請書（前記 10-2 の(3)参照）とともに提出させるものとする。</p> <p>第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p> <p>14-1 法第14条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>令第39条第1項</u>の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P-9600)2通(原本、承認書用)を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。</p> <p>(3) <u>令第39条第2項</u>に規定する小売業者の承認の内容に変更があったときの手続は、「小売業者承認申請書」を適宜訂正した「小売業者承認内容変更届」2通(原本、小売業者控)に上記(2)により交付を受けた小売業者の承認書を添付して提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、小売業者の承認書を訂正の上、当該承認内容変更届(小売業者控)に受理印を押なつて届出者に交付するものとする。</p> <p>(関税の免除が適用される金額の上限の確認)</p> <p>14-3 <u>令第40条</u>に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、<u>小売業者が、その販売の都度、特定旅客から搭乗券若しくは乗船券又はこれに準ずる搭乗若しくは乗船の予約を証するもののほか令第41条第2項の書類の提示を受け、これらの記載内容により行うものとする。ただし、税関長が、小売業者の数及び当該確認を行う体制の整備状況等から適当と認める場合には、この限りでない。</u></p>	<p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p> <p>14-1 法第14条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>令第41条第1項</u>の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P-9600)2通(原本、承認書用)を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。</p> <p>(3) <u>令第41条第2項</u>に規定する小売業者の承認の内容に変更があったときの手続は、「小売業者承認申請書」を適宜訂正した「小売業者承認内容変更届」2通(原本、小売業者控)に上記(2)により交付を受けた小売業者の承認書を添付して提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、小売業者の承認書を訂正の上、当該承認内容変更届(小売業者控)に受理印を押なつて届出者に交付するものとする。</p> <p>(関税の免除が適用される金額の上限の確認)</p> <p>14-3 <u>令第42条</u>に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、<u>下記(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定めるとおり行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>特定旅客に代わって通関業者が輸入手続を行う場合</u> <u>通関業者は、特定旅客から搭乗券又はこれに準ずる搭乗予約を証するもの（以下この節において「搭乗券等」という。）の提示を受け業者印を押印するものとする。通関業者は、特定旅客から提示を受けた搭乗券等に既に業者印又は下記(2)の税関の受理印が押印されている場合には、輸入申告書に関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載するため、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る令第43条第2項の書類（以下この節において「購入を証する書類」という。）の提示を</u></p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認）</p> <p>14-4 搭乗券の提示及び出域した旅客の確認は、次による。</p> <p>（1） 通関業者が代理して行う輸入申告の場合は、<u>令第 41 条第 3 項</u>に規定する搭乗券の提示を省略させて差し支えないものとする。</p> <p>（2） 必要に応じ、航空会社の旅客氏名表等により特定旅客が出域したことを確認するものとする。</p> <p>（承認の取消しの通知）</p> <p>14-5 令第 43 条に規定する書面には、関税法基本通達 89-6 の(3)による「不服申立て等について」（C-7009）を添付するものとする。</p>	<p><u>求めるものとする。</u></p> <p>（2） <u>特定旅客が自ら輸入申告をする場合又は通関業者以外の者が代理して輸入申告をする場合</u></p> <p><u>輸入申告の都度、令第 43 条第 3 項の規定により搭乗券等の提示を求め、当該搭乗券等の余白に受理印を押印するものとする。提示を受けた搭乗券等に既に税関の受理印又は上記(1)の業者印が押印されている場合には、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る購入を証する書類の提示を求め、関税の免除を受けた物品の価格の合計額が適正なものであるかを審査するものとする。</u></p> <p>（搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認）</p> <p>14-4 搭乗券の提示及び出域した旅客の確認は、次による。</p> <p>（1） 通関業者が代理して行う輸入申告の場合は、<u>令第 43 条第 3 項</u>に規定する搭乗券の提示を省略させて差し支えないものとする。</p> <p>（2） 必要に応じ、航空会社の旅客氏名表等により特定旅客が出域したことを確認するものとする。</p> <p>（承認の取消しの通知）</p> <p>14-5 令第 45 条に規定する書面には、関税法基本通達 89-6 の(3)による「不服申立て等について」（C-7009）を添付するものとする。</p>